



新発田市・胎内市・聖籠町  
定住自立圏の形成に関する協定書の  
一部を変更する協定書

令和2年3月30日

新発田市・聖籠町



新発田市・胎内市・聖籠町 定住自立圏の形成に関する協定書  
の一部を変更する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と聖籠町（以下「乙」という。）は、平成28年10月5日に締結した新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表のⅠ 生活機能の強化に係る政策分野の部4 その他の款に次の1項を加える。

(2) 航空写真の広域的活用

取組の内容	航空写真の撮影や固定資産等の税務情報整備の広域化、効率化を図り、行政事務に必要な相互利活用を推進する。
甲の役割	乙と連携し、課税用航空写真の共同撮影等に必要な取組や航空写真の利活用を推進する。
乙の役割	甲と連携し、課税用航空写真の共同撮影等に必要な取組や航空写真の利活用を推進する。


この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月30日

甲 新発田市中心部3丁目3番3号

新発田市

新発田市長

二階堂 馨 

乙 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

聖籠町

聖籠町長

西脇 道夫 

